

○地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則

昭和56年12月25日
規則第4号

改正 昭和63年3月23日規則第1号 平成12年12月26日規則第4号
平成16年3月30日規則第5号 平成28年3月31日規則第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づく管理者が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 部長の職
- (2) 次長の職
- (3) 技監の職
- (4) 課長の職
- (5) 主幹の職
- (6) 課長補佐の職
- (7) 副主幹の職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第4号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。